

～子供達をネットの落とし穴から守るために～

令和3年
熊本県警察本部
肥後っ子ネットセンター

守りたい大切な自分 大切な誰か



今の子供達は、生まれた時からスマホなどのネットにつながる機器がそばにある「スマホ時代」を生きています。今からスマホのなかった時代に後戻りすることはおそくないでしょう。それならば、大人も子供もスマホを上手に使えるようになるしかありません。

道路を歩くときや自転車に乗るときに、交通事故に遭わないために守るべき交通ルールがあるのと同じく、ネットを利用するときにも、犯罪被害に遭わないために守るべきルールとマナーがあります。

スマホなどでネットを使いトラブルに巻き込まれたり、知らないうちに犯罪者になったりすることがないように、大人も子供も一緒にネットの「正しい使い方」について学んでいきましょう。



香川さくら

帰省したら、バッテリー！！
記念撮影❤️パシャ



2020年11月23日 15:48 twitter for iPhone
18リツイート 30いいね

こんなに載せちゃって大丈夫？

ある日、さくらさんがSNSにこんな投稿をしました。
実は、この投稿にはたくさんの情報が含まれています。
みなさんはいくつ見つけられるでしょう？(答えは枠下)

このようなたった1つの投稿から、

- ・ さくらさんの自宅の場所
- ・ さくらさんの個人情報

が分かってしまうのです。

場所の特定、車のナンバー、撮影の回数、住所の特定、顔、足跡

～SNS等に起因する被害やトラブルの実態～

【不適切な使用】

ゲーム課金で気がつけば50万円！

ゲームでより強くなるため、母親の携帯電話から勝手に課金を繰り返していたところ、翌月母親に50万円の請求が届いた。



実際によくある相談事例です。子供が親の同意なしにした行為であっても、端末を買い与えた親に責任があります。与えた後の子供の見守りも必要です。

ネット依存で家庭内暴力

ネットの使いすぎで昼夜逆転し、生活を改善しようと親が端末を取り上げたところ、家の中で暴れ出し手がつけられなくなり、警察に通報した。



ネットの使いすぎにより、子供が自分自身をコントロールできなくなり、暴力行為に発展することもあります。ネット依存は病気です。依存しないように使い方を親子で話し合しましょう。

【被害事例】 これらのことは犯罪被害です。警察に相談しましょう。

自撮り被害に注意

SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに、「裸の写真が見たい」と言われ、スマートフォンで自分の裸の写真や動画を送信させられた。



写真や動画を一度送ってしまうと、回収が難しく、取り返しのつかないことになります。他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。

児童ポルノ製造被害

交際相手に裸の写真が拡散された

交際相手に裸の写真を求められ、「送ってくれないと別れる」等と追い込まれて自分の裸の画像を送ってしまった。その後、交際を断ったところ逆恨みされ、ネット上に自分の裸の写真が拡散されてしまった。



裸の写真を一度送ってしまうと、それをネタにさらにひどい被害を受けることになります。どんな理由であっても、誰にもそのような写真を送ってはいけません。

リベンジポルノ被害

悩み相談から…誘拐された

SNSで知り合った男に、悩みを相談していたところ、「うちにおいでよ」と言葉巧みに誘い出され、加害者の車で連れ回された。



インターネットで知り合った相手と現実社会で会うと、深刻な被害につながる場合があります。また、女子だけでなく、男子が被害者になる場合もあります。

未成年者略取及び誘拐被害

ゲーム内の取引でお金を騙し取られた

ゲームで知り合った人から「レアアイテムを安く売ってあげる」と言われ、電子マネーの番号を教えたところ、相手が音信不通となり、お金だけ騙し取られてしまった。



オンラインゲームにもルールがあります。トラブルに発展するおそれがあるので、金銭取引には十分に注意しましょう。ネット上の相手を簡単に信用してはいけません。

詐欺被害

【非行事例】 これらのことは犯罪です。少年がやったことだとしても許されません。

ネットで中傷

1年以上にわたりSNSに男子高校生を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、男子高校生の家族から訴えられた。



書いた側が、「たかがネットの書き込み」と思っている、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることになります。

刑法230条 名誉毀損

悪ふざけ動画で訴えられる

スーパーの陳列ケースに寝そべっている様子を撮影し、軽い気持ちでネット上に投稿したところ、投稿を見た人から非難が殺到し、ネット上に個人情報をさらされたうえ、スーパーから訴えられた。



投稿の有無に関係なく、このような行為は、商品の価値を損なう「器物損壊」にあたる犯罪です。また、ネット上に投稿すれば、世界中の人に見られることになります。

刑法261条 器物損壊等

子供が誘うのも犯罪です

出会い系サイトに登録し、「高校生です。Hしてくれる女の子募集中です。」などと書き込みをした。



出会い系サイトに、児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反

友達のIDを盗み、不正に使用

友達のゲームアカウントのIDとパスワードを盗んでログインし、プレイしていたところ、友達とトラブルになり、警察に補導された。



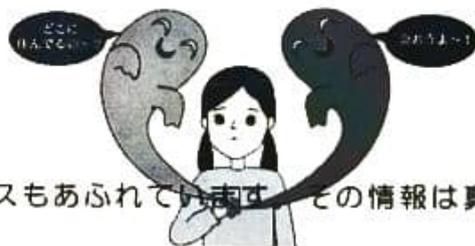
他人のアカウントのIDやパスワードを不正に手に入れ、勝手にログインしたり、なりすましたりすることも犯罪です。

不正アクセス禁止法違反

ネットを上手に使えるようになるために

▼守ってほしいことを確認してみましょう！

- 個人情報を書き込まない！教えない！
個人情報（名前、住所、年齢など）のほか、顔写真や学校名など個人の特定につながる情報を書き込むと、犯罪やトラブルに巻き込まれたり、勝手に写真が使われたりすることもあるので注意！
- 位置情報が付いている写真は投稿しない。
写真の風景などから自宅の住所や居場所が分かってしまうことがあります。
- 悪ふざけで投稿はしない。情報発信は慎重に！
「友達が見るだけだから大丈夫」「みんなを驚かせたい」と軽い気持ちで投稿した写真が、人に迷惑をかけたり、ネット上で炎上したりすることがあります。
ネットに情報発信する前に、「その情報を自分の家の玄関に張り出しても大丈夫？」と考えてみましょう。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない、送らない。
一度ネット上に載ってしまった写真を完全に回収して消すことは出来ません。一生苦しむことになるかもしれません。
- ネットで知り合った人と絶対に会わない。
悪意のある人が良い人になりすましていることもあり得ます。会うことはとても危険です。
- ネットの情報は信用しすぎない。
ネット上では簡単になりすましができるし、フェイクニュースもあふれています。その情報は真実か偽りかを自分で判断する必要があります。
- 画面の向こうにいる相手を思いやる気持ちが大切。
メールやSNSは、基本的に文字だけのやりとりです。顔の表情や声で気持ちを伝えることができません。直接会って話すとき以上に相手を思う気持ちが大切です。



保護者がすべきこと

★スマホの所有者は保護者です。

子供が被害に遭わないためにも、誰かを傷つけないためにも『やってはいけないこと』を子供と一緒に確認し、保護者が見守り続けることが大切です。

また、有害サイトや不適切なアプリから子供を守るためには『フィルタリング』や『ペアレンタルコントロール』などのサービスを有効活用することが必要不可欠です。

そして、困ったときは必ず保護者に相談することを教えましょう。

★ネット依存に注意！使用時間を決めよう。

いつでもどこでもスマホを手放せなくなっていますか？ゲームがやめられない、勝つために自分で勝手にゲームアイテムを買っているうちに高額な請求がきたなんてことに・・・。

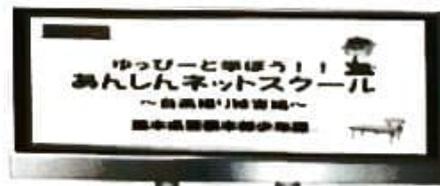
子供だけではなく、保護者自身も普段子供の前でスマホを触る回数がどのくらいあるか、振り返ってみましょう。

『YouTube』を活用した広報啓発用動画を配信中!!

コロナ禍においても、SNS等に起因する子供の非行や犯罪被害、ネットトラブルなどは依然として絶えない状況です。

そこで、熊本県警察では、SNS等に起因する子供の非行や犯罪被害の防止を目的とした啓発動画「ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール」を制作し、熊本県警察ホームページに掲載しています。

ご家庭におきましても、親子で視聴し、家庭でスマホ等のルールを見直すきっかけにしてください。



動画の検索方法



左のQRコードを読み込むと、「肥後っ子サポートセンター」の動画サイトにつながり、閲覧できます。

検索 ゆっぴーと学ぼう